

【個人向け】

日進市新型コロナウイルス感染症対策・支援一覧表

令和2年10月1日現在（予定を含みます。）

令和2年10月2日（金）
令和2年度第1回日進市自治推進委員会 資料2 別添2

※国・県等の支援策等については、新型コロナウイルス感染症関連情報の生活関連情報をご覧ください。

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
情報の発信					
1 「[つつしんお知らせーる]」の配信【市独自】	メール登録者	登録者に対して、新型コロナウイルス感染症関連の日進市公式ホームページ更新情報をメール配信する。	当面の間	企画政策課	0561-73-3176
税等の猶予・減免					
1 地方税徴収猶予制度の特例	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）の収入が前年同月比20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な個人及び法人	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税について、収入が大幅に減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。	令和3年2月1日まで	収納課	0561-73-4109
2 介護保険料の徴収猶予及び減免	収入が減少した等の事情により介護保険料の納付が困難な人	保険料の徴収猶予及び減免を実施する。	令和2年度	介護福祉課	0561-73-1495
3 国民健康保険税の減免	国民健康保険被保険者	主たる生計維持者の収入の減少が一定額見込まれる人に対する保険税の減免。	令和元年度分及び令和2年度分(ただし、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの)	保険年金課	0561-73-1420
4 後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療被保険者	後期高齢者医療保険料の減免に係る申請の受付。	令和元年度分及び令和2年度分(ただし、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの)	保険年金課	0561-73-1430
5 国民年金保険料の免除等	国民年金第1号被保険者	国民年金保険料の免除等に係る申請の受付。	令和2年2月分から	保険年金課	0561-73-1450
6 水道料金・下水道使用料の支払い猶予	収入が減少した等の理由により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方	使用者の申出に基づき、水道料金・下水道使用料の納期限を延長する。	令和2年4月20日から	下水道課 ※相談は愛知中部水道企業団へ	愛知中部水道企業団 0561-38-0034（直通）

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
7 個人住民税の寄付金控除	イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者等	寄付金控除の対象のうち、条例で定めるものについて税額控除の対象とする。	令和2年又は令和3年の税額控除	税務課	0561-73-4094
8 軽自動車税(環境性能割)の臨時的軽減	軽自動車を取得した者	現行の軽自動車税環境性能割の税率1%軽減措置を6か月延長する。	令和3年3月31日取得まで	税務課	0561-73-4094
9 住宅ローン控除の弾力化に係る個人住民税の控除	住宅ローン控除対象者等	住宅ローン控除の適用条件の弾力化の要件に該当する場合に、当該措置の対象者にも所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除する。	令和3年12月入居分まで期間延長	税務課	0561-73-4094
生活支援					
1 住居確保給付金	離職等により経済的に困窮し、住居を失った人または住居を失うおそれのある人	家賃額（世帯人数により上限額あり）を大家等へ代理納付する。 原則3か月（一定の条件により最大9か月分）	電話等による予約制	くらしサポート窓口（地域福祉課内）	0561-73-1497
2 生活困窮者自立支援相談事業	生活に困窮している人	様々な課題を抱えて困窮している人に対し、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施する。	随時	くらしサポート窓口（地域福祉課内）	0561-73-1497
3 生活保護	現に生活に困窮している人	最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的とし、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施する。	随時	地域福祉課	0561-73-1519
4 生活福祉資金貸付制度における福祉資金【緊急小口資金】	休業者（新型コロナの影響による収入減等で給付を必要とする者を含む）	緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、少額の費用の貸付けを実施する（上限10万円）。	電話相談のち申込み	日進市社会福祉協議会	0561-73-0569
5 生活福祉資金貸付制度における総合支援資金【生活支援費】	失業者（新型コロナの影響による収入減等で給付を必要とする者を含む）	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを実施する（上限20万円）。	電話相談のち申込み	日進市社会福祉協議会	0561-73-0569
6 介護保険認定の延長	更新申請を受ける認定者	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむを得ない場合に限り、要介護（支援）認定の期間を6か月延長できる。	令和2年度	介護福祉課	0561-73-1495
7 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	児童手当受給世帯	新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯を支援する取り組みの一つとして令和2年4月分の児童手当受給世帯に対して、児童一人につき1万円の臨時・特別の給付金を支給する。	6月19日 ※公務員支給対象者の申請は10月30日まで。	子育て支援課	0561-73-4183

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
8 傷病手当金支給	被用者である国民健康保険被保険者	新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱等の症状があり感染が疑われる人に対する傷病手当金を支給する。	令和2年12月31日まで	保険年金課	0561-73-1420
9 傷病手当金支給	被用者である後期高齢者医療被保険者	新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱等の症状があり感染が疑われる人に対する傷病手当金の支給に係る申請の受付。	令和2年12月31日まで	保険年金課	0561-73-1430
10 ひとり親家庭等生活支援助成金 【市独自】	4月分または5月分から継続してひとり親家庭等手当受給世帯	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、ひとり親家庭等の生活を支援するため、ひとり親家庭等に対し、「ひとり親家庭等生活支援助成金」を支給する。 4月分及び5月分の支給対象者 一世帯あたり6万円 5月分の支給対象者 一世帯あたり3万円	令和2年6月24日	子育て支援課	0561-73-4183
11 臨時特別定額給付金	令和2年8月19日までに、特別定額給付金を申請する前に亡くなった単身の世帯に属する者の相続人（相続人が複数存在する場合はその代表者）	申請者に対し、特別定額給付金と同額の給付を行う。	申請期限 令和2年10月30日まで	地域福祉課	0561-73-1643

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
12 ひとり親世帯臨時特別給付金	<p>1. 基本給付</p> <p>(1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方</p> <p>(2) 公的年金給付等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、直近の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>2. 追加給付</p> <p>支給対象者のうち、基本給付</p> <p>(1) または (2) に該当する方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、大きく収入が減少した方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな負担が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育ての負担増加や収入の減少に対する支援の取り組みの一つとして、臨時特別の給付金を支給する。</p> <p>基本給付 一世帯あたり5万円（第2子以降1人につき3万円の加算）</p> <p>追加給付 一世帯あたり5万円</p>	令和3年2月26日まで	子育て支援課	0561-73-4183
放課後子ども総合プラン					
1 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援事業	放課後等デイサービス利用者	<p>特別支援学校等の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用の増加等、追加的に生じた利用者負担を免除する。</p> <p>3月：国10/10、4～6月：国1/2、県1/4、市1/4</p>	令和2年3～6月	子育て支援課	0561-73-4182
2 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替サービス利用者負担支援事業	放課後等デイサービス利用者	<p>特別支援学校等の臨時休業期間中に、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合に算定される報酬に係る利用者負担を免除する。</p> <p>国1/2、県1/4、市1/4</p>	令和2年4～6月	子育て支援課	0561-73-4182

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
小・中学校関係					
1 児童生徒向け課題解説動画の配信【市独自】	市内小中学校の児童生徒	休業中の課題についての解説動画等を配信する。	令和2年5月1日から	学校教育課	0561-73-4145
2 就学援助制度の認定審査対象者の拡大	小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者で経済的に困窮している世帯	前年所得が認定基準に該当しない方でも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計が急変し、学校納付金（学用品費など）の支払いが困難な場合は、現在の収入状況により認定審査を行う。	令和2年4月1日から令和3年3月31日	学校教育課	0561-73-4145
3 修学旅行等取消料補助	市内小学校5・6年生の児童及び市内中学校2・3年生の生徒	小中学校の修学旅行及び野外活動について、中止等の決定がされた場合に、それに伴う取消料を補助する。	令和2年度実施分	学校教育課	0561-73-4145
4 緊急時食品の購入	市内小中学校の児童生徒	調理従業者等が新型コロナウイルスに感染するなど給食が提供できなくなる場合の対応として、緊急時食品を購入し各学校で保管する。	令和2年度中	学校給食センター	0561-72-0691
5 オンライン学習用モバイルルータの貸与	就学援助を受給する世帯の小学校6年生及び中学校3年生の児童生徒	学校休業等緊急時における「学びの保障」を目的としたオンライン学習を実施するにあたり、Wi-Fi環境を整備することが困難な家庭（児童生徒）に対しモバイルルータを貸与する。	令和2年12月頃から令和3年3月31日まで	教育総務課	0561-73-4169
感染予防・対策					
1 新型コロナウイルス濃厚接触者等生活支援事業【市独自】	保健所が判断した感染者・濃厚接触者及びその家族	感染者・濃厚接触者及びその家族の生活の継続に必要な支援をするため、食糧や日用品の調達等を必要に応じて支援する。	令和2年5月13日から	健康課	0561-72-0770
2 高齢者インフルエンザ定期予防接種の無償化	・65歳以上 ・60歳～64歳で心臓・じん臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる機能のいずれかに障害を有する人（身体障害者手帳1級程度）	高齢者インフルエンザ定期予防接種にかかる自己負担金1,100円を無料にする。（1回分）	令和2年10月1日から令和3年1月31日まで	健康課	0561-72-0770

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
その他					
1 マスクポスト設置事業【市独自】	生活困窮者の方等	市内公共施設にマスクポストを設置し、未使用・未開封のマスクを回収する。 回収したマスクは、日進市社会福祉協議会から市内の生活困窮者の方等へお届けする。	令和2年5月22日から 令和3年3月31日まで	企画政策課	0561-73-3176
2 友好自治体宿泊施設利用助成事業	・市内在住の方 ・市内在勤の方とその家族	実施中の友好自治体宿泊施設での宿泊助成額を上乗せする。	令和2年7月10日～令和3年3月31日（木祖村） 令和2年11月1日～令和3年3月31日（志摩市）	市民協働課	0561-73-3194

実施時期が終了した対策・施策					
事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
1 就学援助制度の申請期間の延長	小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者で経済的に困窮している世帯	当初申請期間を4月末から5月29日まで延長する。	令和2年4月1日から令和2年5月29日	学校教育課	0561-73-4145
2 就学援助制度受給世帯に対する商品券の配付【市独自】	小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者で経済的に困窮している世帯	要保護・準要保護世帯に、小中学生1人当たり1万円分の商品券（日進市商工会加盟店で使用できるもの）を配付する。	令和2年5月中旬以降順次発送	学校教育課	0561-73-4145
3 個別学習相談会【市独自】	経済的に困窮している世帯の小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒の保護者	学校再開後の学習面について、不安や困りごとの解消のための個別学習相談会を実施する。	令和2年5月21日から 令和2年5月23日まで	子育て支援課	0561-73-4183
4 オンライン個別学習【市独自】	経済的に困窮している世帯の中学校1年生から中学校3年生までの生徒	学校再開後の学習面をサポートするため、完全マンツーマンによるオンラインでの個別学習指導を実施する。	令和2年5月25日から 令和2年5月29日まで	子育て支援課	0561-73-4183

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
5 保育園登園自粛に伴う減額【市独自】	感染拡大防止のために登園自粛した園児	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園自粛した場合、 0～2歳児：保育料 3～5歳児：給食費 を登園しなかった日数に応じて減額	令和2年4月20日～5月31日	こども課	0561-73-1095
6 学校給食費の無償化【市独自】	市内小中学校の児童生徒（保護者）	市内小中学校の児童生徒（保護者）に対して6月分の給食費を無償化する。	令和2年6月	学校給食センター	0561-72-0691
7 コロナに負けるなプロジェクト【市独自】	どなたでも	外出を自粛している方々に向けて、自宅でできるストレッチをホームページで公開し、運動不足の解消等を行う。 また、施設閉鎖のために講座の開催を中止したスポーツインストラクターへ業務を委託。	令和2年4月28日から 令和2年6月30日まで	生涯学習課	0561-73-4158
8 クールタオル配布【市独自】	市内小中学校の児童生徒	学校再開後、夏休みを短縮して授業を行うことから、児童生徒の通学時などの熱中症対策として、クールタオルを配布する。	令和2年7月	学校教育課	0561-73-4168
9 放課後子ども総合プラン運営事業【市独自】	放課後子ども総合プランの利用者	緊急事態宣言を受けて、4月中旬から5月にかけて放課後子ども総合プランの利用を自粛した利用者に対して、4月分の半額及び5月分の全額を免除する。 また、8月分の利用負担金を通常月と同じ利用負担金に減免します。	令和2年4月、5月、8月	子育て支援課	0561-73-1049
10 特別定額給付金事業	4月27日の住民基本台帳に記載された人	一人あたり10万円を、世帯員分を一括して世帯主に給付する。	オンライン申請 5/1～8/19 郵送申請 5/19～8/19	地域福祉課 (特別定額給付金担当)	0561-73-1643 【5/18から】 特別定額給付金専用コールセンター 0568-93-6928

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
11 育休復帰等の保育認定基準の緩和	保護者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける園児	一定の要件を満たす場合に、以下の変更を認める。 ・育休復帰時期の変更 ・就労開始時期の変更	令和2年4月20日～9月30日	こども課	0561-73-1095

【事業者向け】

日進市新型コロナウイルス感染症対策・支援一覧表

令和2年10月1日現在（予定を含みます。）

※国・県等の支援策等については、新型コロナウイルス感染症関連情報の事業者向け情報をご覧ください。

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
助成・支援					
1 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の臨時的な取扱いについて	障害福祉サービス等事業所	感染拡大防止の観点からやむを得ず在宅でのサービス提供を行う際、健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする。	令和2年度	介護福祉課	0561-73-1749
2 日進市小規模企業者事業継続応援金（事業継続応援）【市独自】	小規模企業者	国の持続化給付金の対象外となる事業者に対して、市独自の応援金（1事業者10万円まで）を支給する。	令和2年6月19日～令和3年1月15日	産業振興課	0561-76-7366
3 日進市小規模企業者事業継続応援金（家賃支援）【市独自】	小規模企業者	上記対象者のうち、国の家賃支援給付金の対象外となる事業者に対して、市独自の応援金（1事業者10万円まで）を上記に追加で支給する。	令和2年6月19日～令和3年1月15日	産業振興課	0561-76-7366
税等の猶予・減免					
1 水道料金・下水道使用料の支払い猶予	収入が減少した等の理由により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方	使用者の申出に基づき、水道料金・下水道使用料の納期限を延長する。	令和2年4月20日から	下水道課 ※相談は愛知中部水道企業団へ	愛知中部水道企業団 0561-38-0034（直通）
2 中小企業等の固定資産税等の軽減措置	売上高が30%以上減少した中小企業等	償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を軽減する。 <内容> 30%以上50%未満減少している者1/2 50%以上減少している者 ゼロ	令和3年度課税分の1年限り	税務課	0561-73-4098
3 固定資産税の特例措置の拡充	市が認定する先端設備等導入計画を策定し、新規に設備投資を行う中小企業等	適用対象に事業用家屋と構築物を加える。	令和3年度課税分から	税務課	0561-73-4098
4 軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減	軽自動車を取得した者	現行の軽自動車税環境性能割の税率1%軽減措置を6か月延長する。	令和3年3月31日取得まで	税務課	0561-73-4094

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
5 地方税徴収猶予制度の特例	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）の収入が前年同月比20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な個人及び法人	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税について、収入が大幅に減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。	令和3年2月1日まで	収納課	0561-73-4109
制度融資					
1 信用保証料助成金制度	日進市商工会員	市内中小企業の振興を図るため、愛知県信用保証協会の信用保証を得て融資を受けたものに対してその融資額に係る信用保証料の一部を助成する。	令和2年4月1日～令和3年3月31日	産業振興課	0561-76-7366
2 セーフティネット保証制度等の信用保証を受けるのに必要となる市長の認定	中小事業者	中小企業信用保険法第2条第5項・第6項の規定に基づくセーフティネット保証制度等を受けるのに必要となる市町村長の認定を行う。	セーフティネット保証4号：令和2年2月18日～令和2年12月1日 セーフティネット保証5号：令和2年5月1日～令和3年1月31日 危機関連保証：令和2年3月13日～令和3年1月31日	産業振興課	0561-76-7366
営業支援					
1 ぐるぐるNISSHINまちミル博覧会2020 BENTO【市独自】	飲食事業者	市内飲食店が手掛ける美味しくて魅力あふれるテイクアウトメニューを集めてお知らせ・販売できるプラットフォームを開設する。	プレオープン：令和2年5月1日～令和2年5月17日 グランドオープン：令和2年5月30日～令和2年12月27日	産業振興課	0561-73-2196
2 プレミアム商品券の発行	市内事業者	新型コロナウイルス感染症の影響で縮小した市民の消費を喚起し、サービス業、飲食業、小売業を応援するためのプレミアム商品券を発行する。	令和2年9月1日から令和3年1月31日まで	産業振興課	0561-73-2196
その他支援					
1 マスクの配布【市独自】	市内介護保険サービス事業所 市内障害福祉サービス等事業所	市内の福祉事業所にマスクを配布する。	令和2年4月	介護福祉課	0561-73-1495 0561-73-1749

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
2 マスク配布【市独自】	市内医療機関	市内医療機関にマスクを配布する。	令和2年4月28日から	健康課	0561-72-0770
3 医療用ガウン配布【市独自】	市内医療機関	市内医療機関に医療用ガウンを配布する。	令和2年4月28日から	健康課	0561-72-0770
4 フェイスシールド配布【市独自】	小中学校教員	教員が授業を行う際に使用する。話をする際に生じる飛沫を防ぎ、感染拡大を防ぐため。	令和2年5月25日の分散登校実施日から	学校教育課	0561-73-4168
5 放課後児童クラブ支援事業（資材配布）	市内の放課後児童健全育成事業者	新型コロナウイルス感染症対策のため、民間児童クラブに空気清浄機を設置し、マスク、エタノール、次亜塩素酸水の配布を行っています。	令和2年4月～	子育て支援課	0561-73-1049

実施時期が終了した対策・施策					
事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
1 保育環境整備改善等事業	市内保育施設	市内保育施設に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための空気清浄機等の備品設置や備品の購入費用に対する補助金の支給	令和2年3月10日～3月31日 令和2年4月1日～6月30日	こども課	0561-73-1095
2 放課後児童クラブ支援事業【市独自】	市内の放課後児童健全育成事業者	新型コロナウイルス感染症対策に関連して、緊急事態宣言を受けて市内の民間児童クラブの事業者に対し、小学校の臨時休校に伴う午前中からの開所にかかる運営補助を実施する。 また、緊急事態宣言を受けて、民間児童クラブの利用者に対して自粛を要請し、自粛に応じた利用者に対して、民間児童クラブの事業者が利用料の減免措置を行った場合、その一部の補填を事業者に対して合わせて実施する。	令和2年5月	子育て支援課	0561-73-1049
3 新型コロナウイルス対応助成金等申請支援事業【市独自】	中小事業者	市内中小事業者を支援するため、社会保険労務士が対面で相談に応じ、現在活用できる各種融資、給付、助成制度の申請手続きを支援する無料相談窓口を日進市商工会に開設する。	令和2年5月18日～令和2年6月30日 月曜～木曜の週4日	産業振興課	0561-76-7366

事業名	対象	事業概要	実施時期	担当課等	電話番号
4 日進市学校給食継続に係る奨励金支給事業	3月分、4月分の給食物資を発注したものの、学校の臨時休業に伴う給食中止による発注キャンセルに応じ、納品に至っていない物資納入登録業者	学校再開後、学校給食を滞りなく継続して提供できるよう、学校給食用物資納入登録業者の安定した事業継続のために奨励金を支給する。	令和2年6月19日～令和2年7月31日	学校給食センター	0561-72-0691
5 新型コロナウイルス感染症対策協力金	①、②中小事業者 ③理美容店	①県の休業要請に応じた中小事業者に対し、50万円の協力金を交付(県補助1/2)。 ②県の休業要請対象事業者のうち、休業等開始時期に遅れた事業者で、4月29日から5月6日まで継続して休業した中小事業者に市独自で10万円を交付。【市独自】 ③休業した理美容店に対し10万円の協力金を交付。【市独自】 ④大規模商業施設等の休業方針により休業したテナント事業者に対し20万円の協力金を交付。【市独自】	①②③令和2年5月7日～令和2年6月30日 ④令和2年7月15日～令和2年8月31日	産業振興課	0561-76-7366